

令和2年第3回

中部知多衛生組合議員連絡会議

会 議 録

中部知多衛生組合

〇〇〇

招 集	令和2年10月2日(金)
開催場所	常滑市役所4階協議会室
開 会	午 前 10時 00分
閉 会	午 前 10時 10分

〇〇〇

◎議題

- ・「中部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」及び「中部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則」の制定について

◎出席議員（15名）

1番 沢 田 清	2番 澤 田 勝
3番 水 野 尚 美	4番 山 田 清 一
5番 中 川 健 一	6番 福 本 貴 久
7番 青 木 宏 和	8番 久 野 勇
9番 森 田 義 弘	10番 石 原 壽 朗
11番 伊 奈 利 信	12番 大 川 秀 徳
13番 成 田 勝 之	14番 伊 藤 史 郎
15番 加 藤 久 豊	

◎欠席議員（0名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	伊 藤 辰 矢
副 管 理 者	榑 原 純 夫
副 管 理 者	紉 山 芳 輝
副 管 理 者	山 田 朝 夫
半 田 市 副 市 長	堀 寄 敬 雄
武 豊 町 副 町 長	永 田 尚 子
会 計 管 理 者	柴 垣 光 弘
場 長	齋 田 充
主 任	石 川 収
半 田 市 市 民 経 済 部 長	滝 本 均
武 豊 町 生 活 経 済 部 長	竹 内 誠 一
常 滑 市 環 境 経 済 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	浜 島 靖
半 田 市 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	加 藤 明 弘
武 豊 町 生 活 経 済 部 次 長 兼 環 境 課 長	篠 崎 良 一
常 滑 市 生 活 環 境 課 長 補 佐	赤 井 成 寿

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 都 筑 徹

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

午前10時00分 開会

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議長（加藤久豊） 皆さん、おはようございます。中部知多衛生組合議会定例会に先立ちまして、ただいまから、令和2年第3回中部知多衛生組合議員連絡会議を開会いたします。「中部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」及び「中部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則」の制定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。場長。

場長（齋田充弘） ただいま議題となりました「中部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」及び「中部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則」の制定についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料をご覧ください。1趣旨でございます。本組合のし尿処理施設の老朽化が進んでおり、本年度から2年間にわたり施設整備工事を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）第9条の3第8項の規定に基づいて、愛知県へ変更の届出を行う必要がございます。変更の届出に際し、法第9条の3第2項の規定により本組合において条例を制定し、し尿処理施設の設置や改修が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を縦覧し、利害関係を有する構成市町に住所を有する者から意見書を提出する機会を付与するため、本条例及び規則を制定するものでございます。2法と条例の関係でございますが、法第9条の3は「市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出」について定めているもので、その第1項、2行目「一般廃棄物処理施設を設置しようとするとき」は、資料下の四角囲み、第8条第2項に掲げる各号の事項と周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を添えて、届出する必要があります。次のページの、法第9条の3第2項にある「前項の規定による届出をする市町村の長は、同項に規定する書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、利害関係を有する者に生活環境の保全上からの意見書を提出する機会を付与する」とあります。これまで、該当する事案がなかったため、当組合において「生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」が制定されていないものです。今回、し尿処理施設（汚泥再生処理センター）整備工事を行うにあたり、四角囲みの下の同条第8項の規定に基づきまして、一般廃棄物処理施設の変更届を提出するにあたり、

「生活環境影響調査結果」を縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与することが必要となったため、条例の制定について本日の定例会に付議するものでございます。条例は、縦覧の告示等に関する基本的事項を定めるもので、その内容につきましては、定例会にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。3規則の制定についてご説明いたします。条例案第9条の規定、必要な事項は、管理者が別に定めることとしていることから、縦覧の時間、縦覧申込書等の様式、利害関係者等の必要な事項について定めるものでございます。3ページをお願いします。第1条では条例施行規則の趣旨を定め、第2条では用語の規定を、第3条では縦覧の期間等を、第4条では縦覧の手続を、第5条では縦覧者の遵守事項を、第6条では利害関係者として、当組合の構成市町である常滑市、半田市及び武豊町に住所を有する者とするを、第7条では意見書の記載事項についてそれぞれ定めるものでございます。第8条では委任として、必要な事項は管理者が別に定めることとするものでございます。附則として、この規則は公布の日から施行するとしております。次の5ページには縦覧申込書、6ページには意見書の様式を添付しております。詳細につきましては、後ほどご確認をお願いします。2ページにお戻りください。4縦覧等に関する日程（案）について、表に整理したものでございます。来週、5日月曜日に縦覧の告示をいたし、11月5日までの1月間縦覧する予定としております。縦覧の場所につきましては、構成市町の環境課等の所管課窓口、当組合窓口とし、当組合のホームページにも掲載する予定としております。また、構成市町のホームページからも当組合ホームページの縦覧情報へアクセスできるようにお願いをする予定としております。縦覧期間終了後、「生活環境の保全上の見地からの意見」の募集期間を2週間、11月20日まで行い、11月24日の週に意見とりまとめ、回答を準備し、当組合の整備工事に係る施設変更届を県民事務所へ提出する予定としております。法の規定により、変更届の提出後、県の審査期間として30日間とされており。上記の日程（案）により、縦覧等を行うことから、し尿処理施設（汚泥再生処理センター）整備工事に係る工程等の見直し及び協議が必要となります。また、工期延長となる可能性がございます。今後、工事関係者との協議においては、工期内での調整に努めてまいります。工期延長となる可能性がございますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。説明は、以上でございます。

議長（加藤久豊） 説明は終わりました。ただいまの案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（加藤久豊） 無いようですので、これもちまして令和2年第2回中部
知多衛生組合議員連絡会議を閉会いたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

午前10時10分 閉会

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞